

国立大学法人電気通信大学学資支援基金規程

制定 令和2年3月18日規程第39号
最終改正 令和6年9月20日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金に関する規程（以下「基金規程」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学学資支援基金（以下「学資支援基金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学資支援基金は、基金規程第4条の事業のうち、次条に掲げる事業により困難な学生を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 学資支援基金は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 次に掲げる事業であつて、経済的な理由により修学が困難な学生に対するもの
 - ア 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図る事業
 - イ 学資を貸与又は給付する事業
 - ウ 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担する事業
 - エ ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント等本学の規則で定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する事業
 - オ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
- (2) 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であつて、障害のある学生等に対するもの

(学資支援基金の構成)

第4条 学資支援基金は、学資支援基金への寄附及びその運用益並びに次条第2項の規定による償還金をもって構成する。

(学資支援基金の管理)

第5条 学資支援基金の管理は、これを独立して行うものとする。

- 2 学資支援基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者から金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び学資支援基金に帰属するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学資支援基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

附 則（令和6年9月20日規程第17号）

この規程は、令和6年9月20日から施行する。